

(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費

〈議会事務局〉

議会運営事業【P 3 7】

議会の組織構成である議員に議員報酬及び費用弁償等を支給し、議員の身分を保障する。また、各種関係団体との体制の整備を図り、議員の研修並びに調査研究等を充実させることにより、議会活動の活性化と適正な議会運営を図る。

なお、本年度も引き続き、地方議会議員年金制度の廃止に伴う給付に要する費用を支出する。

議会管理事業【P 3 7】

議会の機能向上を目標に議会事務（庶務、議事、調査）の適正な執行を行う。

議会だより会議録作成事業【P 3 7】

議会の活動等を住民に周知し理解を得るため、「はりま議会だより」を定例会ごとに発行し、住民の自治意識の高揚を図る。

また、地方自治法第123条の規定に基づき会議録を作成するとともに、データベースシステムを使用して会議録をホームページで公開する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

〈総務グループ〉

部課庶務事業【P 3 9】

全庁的な行政活動共通の事務事業に要する経費を一括管理することにより、効率的な事務執行を図る。

主な内容としては、複写機管理、共通封書作成、一般郵送料・宅配料の管理など。

また、日常の行政事務にかかわる法律的な相談事務及び個別訴訟事務を顧問弁護士に委託し、適正かつ円滑な事務執行の確保に努める。

文書図書管理事業【P 3 9】

文書の收受・配布・保管及び法令図書・町例規の管理を正確かつ迅速に行うことにより、各部門の事務の円滑かつ効率的な実施を図る。

地域活性化基金積立事業【P 3 9】

地域の活性化を図る事業を推進するため設置された地域活性化基金への積立てを行う。

地域活性化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

職員研修事業【P 3 9】

厳しい行財政状況の中、限られた人員により町行政を効率的に運営するため、様々な分野において個々の職員が能力を開発し、実務において知識・能力が発揮できるよう各種の研修を行い、有能な人材の育成を図る。

職員等福利厚生事業【P 4 1】

職員等の健康診断、健康相談、レクリエーション等を実施することにより、健康保持・増進、病気の予防及び快適な職場環境の形成を図る。

財政事務事業【P 4 1】

各政策に対し、限られた財源を有効かつ適正に配分し、常に収支の均衡を失うことなく財政運営の健全化を図る。

契約事務事業【P 4 1】

適正な契約事務を行うため、法律等に基づく入札・契約業務、入札参加者審査会の開催、入札参加資格審査申請の受付など各種事務事業を行う。

情報公開・個人情報保護・行政不服審査事業【P 4 1】

情報公開条例、個人情報保護条例及び行政不服審査会条例を適正に運用し、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査の各制度の充実を図る。

審議会等運営事業(総務G)【P 4 1】

各種審議会等において、町の諮問等に応じ、諮問事項等について調査・審議を行う。

法的対応支援事業【P 4 1】「新規」

住民のニーズが高度複雑化する中で、行政に対する不当要求事案のようなケースも含め、行政を相手取った訴訟問題に発展しかねない事案も日常業務の中では増加しており、初動における弁護士による支援の必要性は高まっている。

そこで、本事業により、定期的に弁護士が本町庁舎内に滞在し、日常業務における法的対応等への助言を行うことで、速やかかつ円滑な対応を図る。

組織機構改革事業【P 4 1】「新規」

本庁組織は平成 17 年度にグループ制を敷き、危機管理グループの設置は行われたものの、その後の抜本的な組織の見直し等は実施していない。

その一方、近年の行政組織が置かれた環境は大きく変化しており、住民ニーズの多様化及び高度化が著しいため、本事業により合理的かつ効率的な組織となるよう町組織機構について調査研究及び検討を行う。

人事給与システム更新事業【P 4 1】「新規」

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日に施行される改正地方公務員法及び改正地方自治法に対応するため、人事給与システムの更新を図る。

《危機管理グループ》

国民保護計画推進事業【P 4 3】

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の見直しを実施し、住民への周知を図る。

また、有事の際の住民への情報伝達手段の整備を行う。

《企画グループ》

秘書事務事業【P 4 3】

町長、副町長の交際及び渉外に関することを行う。

審議会等運営事業(企画G)【P 4 3】

固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出について、審査・決定の機関として固定資産評価審査委員会を設置し、委員会の運営を行う。

《住民グループ》

コミュニティ推進事業【P 4 3】

自治会及び播磨町自治会連合会の活動並びに自治会公民館の施設整備事業に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活発化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、自治会活動の健全な発展を促進する。

また、全町的な夏のイベントとして、NPO法人が実施する「サマーフェスティバル事業」に補助することにより、町民の一体感と町への愛着を育てる。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書広報費

《企画グループ》

広聴事業【P 4 3】

住民から寄せられる町政に対する意見、要望などを聴取し、行政に反映していくとともに、地域の課題や問題解決のための助言並びに関係グループ等の調整を行う。

また、行政相談(毎月1回)、無料法律相談(毎月4回、1回4人まで)の実施により、住民生活の課題を解決に導く支援を行う。

広報事業【P 4 5】

広報「はりま」(毎月24日発行)、町ホームページ、ラジオ及びケーブルテレビなどを活用し、行政や住民活動の情報を提供するとともに、住民のまちづくりへの参画と協働を促す。

また、まちのPRのための「ふるさとPR大使」の任命やキャラクターグッズの作成を行う。

町政モニター事業【P 4 5】

住民参加のまちづくりを目指し、住民の方々より建設的な意見や提言を聴いたり、町政に対する関心をもってもらうために「町政モニター制度」を設け、行政と住民の連携と協働によるまちづくりを進める。

映像配信設備管理事業【P 4 5】

議会映像配信システムを運用し、インターネットで議会の状況のリアルタイム映像や録画映像を配信する。パソコンやタブレット端末等により、住民に容易に議会の状況を提供する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 会計管理費

《会計グループ》

出納事務事業【P 4 5】

予算執行から決算までの一連の財務会計事務を含め、歳計現金等の適正な執行管理及び財源調整を行う。また、現金の出納管理及び運用を安全かつ効率的に行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 電子計算費

《企画グループ》

電子自治体推進事業【P45】

基幹業務系システムやグループウェアシステム等の各種システムの維持管理のほか、電子申請や電子申告等システムの利活用やセキュリティ対策の推進等の電子自治体の構築を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費

《総務グループ》

庁舎施設維持管理事業【P47】

行政目的を効率的に達成するため、庁舎施設の適切な維持管理と保安保持並びに施設等の整備充実を図る。

公有財産管理事業【P47】

普通財産の適正な維持、保全、管理を行うとともに、将来的な活用や売却等の検討を進め、引き続き有効活用を図る。

財政調整基金積立事業【P49】

一般会計における財源を積み立てるため設置された財政調整基金への積立てを行う。
財政調整基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

減債基金積立事業【P49】

一般会計における町債の償還に必要な財源を確保し、もって健全な財政運営に資するため設置された減債基金への積立てを行う。
減債基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

公共施設整備基金積立事業【P49】

公共施設の整備資金を確保するため設置された公共施設整備基金への積立てを行う。
公共施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

庁舎整備事業【P49】

第一庁舎のトイレにおいて、経年変化や汚れによる美観的・衛生的な面から本年度は乾式床のトイレ2か所を改修する。また、湿式床のトイレ3か所については設計業務を行う。
加えて、平成元年(1989年)に設置した第一庁舎のエレベーターを更新すべく、設計業務を行う。

《企画グループ》

公用車運転等業務事業【P49】

指定した公用車の運行等を委託し、安全かつ効率的な運行を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費

《総務グループ》

国際交流基金積立事業【P49】

国際交流に対する事業の財源を確保するため設置された国際交流基金への積立てを行う。
国際交流基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

《企画グループ》

まちづくり推進事業【P 4 9】

各種協議会等に参加し、広域的な観点からもまちづくりを推進する。

東播臨海広域行政協議会、山陽本線沿線市町連絡会、東播磨流域文化協議会、播磨地方拠点都市推進協議会、播磨広域連携協議会、播磨圏域連携中枢都市圏への加入。

兵庫5カ国交流会議事業【P 4 9】

兵庫県内の旧5カ国の5市町（摂津の国—猪名川町、丹波の国—篠山市、但馬の国—香美町、淡路の国—淡路市、播磨の国—播磨町）で、スポーツ交流や観光・物産等の紹介を行い、相互交流及び共同事業を通じてまちの活性化を図る。

また、災害時における相互支援を行う。

国際平和非核自治体会議事業【P 4 9】

自由と平等を尊ぶところ豊かな社会の実現を目指し、昭和57年（1982年）4月に「核兵器廃絶のまち宣言」を行っている。「戦没者追悼平和祈念式」を開催することで、戦没者を追悼し、平和の尊さを住民に伝える。また、式典会場や図書館等において、人類永遠の平和を願って戦争資料等の展示や上映などを行う。

国際交流事業【P 5 1】

播磨町と中華人民共和国天津市和平区・アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市との友好都市・姉妹都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。

また、平成7年（1995年）7月に設立された「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際化を進める。

播磨町・朝来市住民交流事業【P 5 1】

播磨町と朝来市の住民交流事業を推進するため、小学生を対象とした交流事業「チャレンジ教室」の実施や、住民が自主的に参加する「朝来ふれあい元気まつり」への支援などを行う。

地方バス等公共交通維持対策事業【P 5 1】

民営の路線バス事業者に補助金を交付することにより、住民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図り、住民福祉の向上に資する。

総合計画策定事業【P 5 1】「新規」

「第4次播磨町総合計画」が、平成32年度（2020年度）で計画終了を迎えるにあたり、平成33年度（2021年度）以降の本町の目指すべき将来像とその実現に向けた方針等を定めるため、次期総合計画の策定期間を2か年とし、本年度着手する。

人口減少社会を迎えるなかで、社会環境の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応できる総合計画を策定し、将来にわたり播磨町に住み続けたいと感じられるまちとすることを目指す。

播磨ゆめづくり塾事業【P 5 1】

まちづくりに関するテーマを広く住民より募集し、その中から採用されたテーマの発案者を塾長として「塾」を形成する。

住民自らがまちづくりを実践するとともに、様々な視点から魅力と夢のあるまちづくりについて調査・研究・提案を行い、住民と行政が協働のまちづくりを推進する。

地域連携施設運営支援事業【P 5 1】

県立東はりま特別支援学校の敷地内に設けられた地域連携交流施設は、学校と地域を結ぶ連携や交流の場を目的とした施設であり、施設 2 階では、地域活動支援センターが開設されている。当該事業は、この施設の運営を支援する事業である。

住民協働推進事業【P 5 1】

町の施策であり、行政が実施すべき分野の事業を行政にはない知識・技能を持つ住民活動団体等と委託契約を締結し協働で実施する。

住民参画により、効率的で住民ニーズに柔軟に対応できるまちづくりを目指す。

行政改革推進事業【P 5 1】

第 4 次播磨町総合計画の推進過程における「評価」により成果や課題の明確化を行い、課題の「改善」に向けた取り組みを進め、行政改革懇談会を実施し、取り組みの進捗状況について報告を行う。

「第 4 次播磨町行政改革大綱」が本年度で計画期間終了のため、平成 3 2 年度（2 0 2 0 年度）以降 1 0 年間の次期行政改革大綱を策定する。

土山駅南交流スペース運営事業【P 5 3】

土山駅南に開設された商業施設「B i V i 土山」内に設けた土山駅南交流スペース「きつずなホール」において、播磨町の施策や地域に関する情報提供及び案内を行い、あわせて住民及び来訪者の交流の場や待合所としての活用も行う。

総合戦略等推進事業【P 5 3】

総合戦略において実施した施策・事業の進捗状況や効果を検証するとともに、その目標達成に向けての分析を行い、さらにその推進に際しては総合戦略推進会議においても報告と検証を行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公平委員会費

《議会事務局》

公平委員会運営事業【P 5 3】

公平委員会を地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づき加古川市と共同設置している委員会に係る運営経費の一部を負担する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防犯対策費

《危機管理グループ》

防犯活動一般管理事業【P 5 3】

加古川地区防犯協会及び地域住民団体が行う活動を支援することにより、犯罪のない明るいまちの実現を図る。

また、青色パトロールカーによる巡回をすることにより、犯罪の未然防止及び抑止を図る。

街灯施設維持管理事業【P 5 3】

街灯を適切な状態に維持管理することにより、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

自治会街灯電気料金補助事業【P 5 3】

各自治会が管理している街灯の電気料金の一部を補助することにより、自治会経費の負担軽減を図るとともに、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

防犯啓発事業【P 5 3】

防犯意識の高揚及び暴力団排除の意識啓発を推進する。

自治会等が防犯カメラを設置する場合に、その設置費用の一部を補助することにより、犯罪の未然防止を図る。

なお、平成31年度（2019年度）より、県の補助事業に採択された箇所だけではなく、町独自の補助制度を創設し、多くの自治会が防犯カメラを設置しやすい環境整備を図る。

自治会LED街灯設置補助事業【P 5 5】

自治会がLED街灯を新規設置及び既設の蛍光灯街灯をLED街灯に交換する場合に、その工事費の一部を補助することにより、自治会の経費負担の軽減並びに夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 交通安全対策費

《危機管理グループ》

交通安全対策事業【P 5 5】

住民に対する交通安全啓発活動及び交通安全に関して近隣市町等関係機関との調整を行い、住民の意識の高揚を図る。また、交通安全対策について、関係機関に要望等を行う。

高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し補助金等を交付する。

交通安全教育事業【P 5 5】

主に幼児、児童及び高齢者に対しての交通安全教育を充実させることにより、交通事故の防止を図る。

交通安全施設維持管理事業【P 5 5】

町内各所に設置しているカーブミラー・道路照明灯・警戒標識・道路区画線等の交通安全施設の維持管理を行うことにより、交通安全の確保を図る。

駅周辺自転車整理事業【P 5 5】

播磨町駅及び土山駅周辺の自転車等放置禁止区域において、街頭指導や放置自転車の撤去を行い、歩行者の安全の確保と駅周辺の美化を図る。

自転車駐車場施設維持管理事業【P 5 5】

播磨町駅及び土山駅の町立自転車駐車場を適切に管理することにより、利用者の利便性と交通安全の確保を図る。

交通安全施設整備事業【P55】

カーブミラー・自発光式交差点鉾・警戒標識等の交通安全施設を整備することにより交通事故の防止を図る。

《住民グループ》

交通災害共済事業【P55】

兵庫県市町交通災害共済組合が行う共済制度を提供し、住民の生活の安定と福祉の推進に寄与する。なお、平成31年度（2019年度）が加入募集の最終年度となる。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公害対策費

《すこやか環境グループ》

公害対策事業【P57】

事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等によって、生活環境の悪化が心配されている。これらを防止するため、状況の把握、環境保全協定の遵守状況の確認、事業所への行政指導を行う。

生活環境の保全を行うことにより、環境汚染の防止に努める。

環境保全事業【P57】

ゆとりと潤いのある美しい環境の創造並びに地球環境の保全を達成するため、環境啓発に必要な事業の企画・立案を行い、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚・環境保全に関する情報の収集及び提供等の事業を行う。

また、自然への環境意識を高めるために整備した野添北公園内のほたる育成水路を適切に管理する。

近年、狐狸ヶ池で大量繁殖している外来種ミシシippアカミミガメの防除調査を実施し、豊かな自然のシンボルとして知られる水生植物のオニバスなど狐狸ヶ池の本来の生態系を復活させるための取り組みを実施する。

大気汚染常時監視事業【P57】

二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント・PM2.5・風向風速等の大気汚染の状況について、的確に把握するため庁舎及び宮西に測定局を設置し、継続的に監視を行う。庁舎局については、兵庫県と常時交信を行うことにより、広域的な監視及び長期的・短期的な評価を行っており、宮西局については、近隣に工場も多いことから周囲の継続的な監視に努めると共に、兵庫県に定期的に測定値の報告を行っている。

事業所・自動車・人の活動等多岐にわたる発生源について常時監視することにより、総合的な大気保全対策を実施し、汚染防止を図る。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業【P57】

住宅に太陽光発電システムを設置した住民に対して、設置導入に要する費用の一部を補助することにより、クリーンエネルギーを活用するシステムの設置を支援し、環境にやさしいまちづくりを推進する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 生活改善推進費

《住民グループ》

消費生活啓発事業【P59】

消費者問題は増加傾向にあるとともに、複雑多岐にわたっていることから、専門相談員を設

置した相談窓口の充実を図るとともに、被害の発生予防や拡大防止のための啓発活動を推進する。

また、近隣市町と連携することで住民の相談機会の充実と相談員の資質向上を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 播磨ふれあいの家管理費

《住民グループ》

播磨ふれあいの家運営事業【P59】

緑豊かな自然とのふれあいを通じ、住民の余暇活動を促進するために設置した、「播磨ふれあいの家」の運営を行う。なお、現在の指定管理者の指定管理期間が満了する平成31年度（2019年度）末をもって、「播磨ふれあいの家」の運営を終了する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 諸費

《税務グループ》

町税過誤納金還付事務事業【P59】

収納された税の収納状況を明確にし、過誤納付等が生じたときは、速やかに還付又は未納税額への充当処理をし、税の適正化を図る。

《保険年金グループ》

税外収入還付事業(保険年金G)【P59】

各種補助事業において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

《福祉グループ》

税外収入還付事業(福祉G)【P59】

各種補助事業において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

《すこやか環境グループ》

税外収入還付事業(すこやか環境G)【P59】

各種補助事業等において、精算により過年度分に返還が生じた場合の還付をする。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 税務総務費

《税務グループ》

税務一般管理事業【P61】

税務関係証明書の発行、台帳の閲覧、諸税事務及び一般管理事務を行う。

また、各種協議会等に加入することにより、税の適正課税及び納税に関するPRを実施し、収納率の向上に努める。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費

《税務グループ》

町税賦課事務事業【P61】

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて賦課事務を行う。

- ・個人町民税（1月1日現在、町内に住所を有する人、あるいは事務所等のある人に課税する。）
- ・法人町民税（町内に事務所等を有する法人等に課税する。）
- ・固定資産税（1月1日現在、固定資産の所有者に課税する。）
- ・軽自動車税（4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税する。）

- ・たばこ税（卸売販売業者等）

町税徴収事務事業【P 6 1】

町税の収納、管理事務を行う。

消し込み事務の合理化、正確化、迅速化を図るとともに、未納者に対して督促状、催告状等を発送し収納率の向上に努め、また滞納者に対しては、差押等滞納整理を進め、税の確保と税負担の公平化に努める。

(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費

《住民グループ》

戸籍住基等事務事業【P 6 3】

- ・戸籍事務：戸籍法に規定されている各種届出の受理、戸籍編成及び戸籍謄・抄本の交付を行い、住民の利便を図る。
- ・住民基本台帳事務：住民に対する正確な記録を確保するため、転入届・転出届等を受理し、常に住民基本台帳の整備を行い住民票の写しを交付し、住民の利便を図る。
- ・本人通知制度：住民票や戸籍の謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護を図る。
- ・在留関連事務：外国人住民の住居地届出の受理及び特別永住者証明書に関する国への経由事務を行う。
- ・印鑑登録事務：印鑑条例に基づき、印鑑登録申請書の受理、印鑑原票の作成及び印鑑登録証明書の作成交付を行い、住民の利便を図る。

戸籍情報システム管理事業【P 6 3】

年々増加する戸籍数及び戸籍事務に対し電算システムにより、戸籍受付から戸籍編成までを正確かつ迅速に処理し、住民サービスの向上に努める。

また、戸籍謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護に努める。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業【P 6 3】

市区町村が行う各種行政の基礎となる住民基本台帳をネットワークで結び、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤としても利用され、公的個人認証サービスへの活用、個人番号カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例など住民の負担軽減、サービス向上、行政事務の効率化を図る。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に伴い、通知カード・個人番号カードの交付を円滑に実施し、住民の利便を図る。

住居表示維持管理事業【P 6 3】

住居表示実施区域での建物の新築に伴う住居番号の付定や台帳の整備を行う。

また、必要に応じて案内板・街区表示板の取替や、対照案内図・住居表示台帳の更新を行う。

証明書コンビニ交付事業【P 6 3】

全国のコンビニエンスストアにおいて、個人番号カードを利用して休日や夜間にも住民票等の証明書の交付が受けられるようにすることにより、住民の利便性の向上を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費

《総務グループ》

選挙管理委員会運営事業【P 6 5】

正確かつ適正な選挙管理委員会の事務を行うことにより、各種選挙の公明性の確保を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙啓発費

《総務グループ》

選挙常時啓発事業【P 6 5】

明るい選挙の推進を図るため、主に有権者に対し政治・選挙に関する啓発を行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 参議院議員選挙費

《総務グループ》

参議院議員通常選挙事務事業【P 6 5】

公正かつ正確な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性と適正の確保を図る。

(任期満了日：平成31年(2019年)7月28日)

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 町議会議員選挙費

《総務グループ》

町議会議員選挙事務事業【P 6 5】

公正かつ正確な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性と適正の確保を図る。

(任期満了日：平成31年(2019年)4月29日)

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 兵庫県議会議員選挙費

《総務グループ》

兵庫県議会議員選挙事務事業【P 6 7】

公正かつ正確な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性と適正の確保を図る。

(任期満了日：平成31年(2019年)6月10日)

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費

《企画グループ》

統計業務推進事業【P 6 9】

統計事務の充実発展を図るため、研究会などに参加し情報の交換を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 商工統計調査費

《企画グループ》

工業統計調査事業【P 6 9】

日本の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的とする。(毎年実施。ただし、経済センサス-活動調査を実施する年を除く)

経済センサス調査区管理事業【P 6 9】

経済センサス調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、経済センサス活動調査を始め、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

経済センサス基礎調査事業【P 6 9】

経済センサス基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としている。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 教育統計調査費

《学校教育グループ》

学校基本調査事業【P 6 9】

教育行政の基本資料とするために、幼稚園、小学校、中学校に関する基本的な事項の調査を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 国勢調査費

《企画グループ》

国勢調査調査区設定事業【P 6 9】

国勢調査（日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、国及び都道府県・市区町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料を作成する。次回は平成32年度（2020年度）実施）の実施に向け、調査区の確認・修正を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 農林統計調査費

《企画グループ》

農林業センサス事業【P 6 9】

5年ごとに行う調査であり、農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成する。

(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費

《議会事務局》

監査委員事務運営事業【P 7 1】

法令により定められた権限に基づき、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

《保険年金グループ》

障害者(児)医療費助成事業【P 7 3】

身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、心身障がい者（児）の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢障害者特別医療費助成事業【P 7 3】

高齢の重度心身障がい者に係る医療費の一部負担金を助成し、負担を軽減するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費の給付を受けるものであって、身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者が対象である。

国民健康保険事業特別会計繰出事業【P73】

国・県・町の施策として実施される保険税の軽減や負担金の減額措置等に対して、その費用を一般会計を通じて国保特別会計へ繰り出すことにより、国民健康保険の財政基盤の安定を図る。

(1) 保険基盤安定分

低所得者への保険税軽減分で、県が3/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(2) 保険者支援分

低所得者数により補填される分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(3) 職員給与費等分

国保の事務に要する経費について一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(4) 出産育児一時金分

被保険者が出産したときに世帯主に対し出産育児一時金として支給しているが、その3分の2を地方財政措置により一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(5) 財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担平準化のため、国保財政安定化支援事業として一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(6) 一般分

県・町で実施する福祉医療費助成による療養給付費の波及増相当分について、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

福祉医療等事務事業【P73】

各種福祉医療助成事業（障がい者、乳幼児等、母子家庭等、高齢障がい者、高齢期移行者）に係る事務を行う。

《福祉グループ》

障害者福祉一般管理事業【P73】

障害者福祉全般に係る出張旅費及び一般事務経費。

また、社会福祉のために活動している団体等へ事業費用の一部を補助することにより、自立の向上と社会参加の促進を図る。

民生委員児童委員活動事業【P75】

播磨町民生委員児童委員（63名）及び主任児童委員（4名）が、要援護者世帯、母子・生活保護世帯などの訪問・見守りや相談などを通し、地域福祉の向上を目的として活動する。

また、民生委員児童委員1名につき、2名の協力委員を設置し、民生委員児童委員と協力して福祉活動を行う。

戦没者遺族援護事業【P75】

播磨町遺族会の事業に係る費用の一部を補助することにより、遺族会の福祉の向上に寄与する。

障害者更生援護事業【P75】

(1) 障害者更生援護事業

学校園に在学、福祉施設等に入通所している者、若しくはその扶養義務者に対し、補助金を支給することによって、その負担の軽減を図り、当該心身障がい者（児）の自立更生を促進し、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図る。

(2) 小規模通所訓練事業

企業等に就労することが困難な在宅の障がい者を対象に、社会参加の機会として、作業訓練等を実施している地域活動支援センター等に対して運営費の一部を補助する。

心身障害者扶養共済制度加入者補助事業【P 7 5】

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度に加入している者に対し、掛金の一部を補助する。

扶養共済制度とは、心身障がい者（児）の保護者が死亡又は重度障がいになったとき、心身障がい者（児）に終身年金を支給し、生活の安定を図ることを目的とするものであり、兵庫県が実施している福祉保険制度である。

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業【P 7 5】

在宅の重度障がい者（児）が生活行動範囲の拡大と社会参加のために利用するタクシー運賃の一部を補助する。

- ・身体障がい者（児）……1・2級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
 - ・知的障がい者（児）……A判定の手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
 - ・精神障がい者（児）……1級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
- 1回について最大3枚まで利用可能。（1枚500円のチケット 年間52枚）

社会福祉協議会運営費補助事業【P 7 5】

播磨町社会福祉協議会の運営費を助成し、地域社会福祉事業の効率的な運営と組織的活動の促進及び地域福祉の増進を図る。

自立支援医療費助成事業【P 7 5】

(1) 更生医療

18歳以上の身体障がい者で、一般医療の終了後、更生に必要な医療費の助成を行うことにより、身体の機能障がいの軽減又は改善を図り、日常生活や社会生活を容易にする。

- ・身体障害者更生相談所での判定の結果、必要と認められた者。
- ・指定された医療機関での医療費。
- ・身体障がい者の属する世帯の収入及び市町村民税額によって自己負担上限額を決定する。

(2) 育成医療

18歳未満で、身体に障がいや疾患があり、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる場合に、身体の障がいや疾患を除去、軽減する手術等の治療により、生活能力を得るようにし、日常生活や社会生活を容易にする。

- ・指定医療機関が発行した意見書を審査の結果、必要と認められる児童。
- ・指定された医療機関での医療費。
- ・世帯の収入及び市町村民税額により、月額負担上限額を決定する。

(3) 療養介護医療

常時医療的ケアを必要とし、病院等へ長期入院されている障がい者に対し、医療機関で行われる機能訓練及び療養上の管理、看護、介護のうち、医療に係る経費の一部を助成することにより、日常生活の維持を図る。

身体障害者(児)補装具費支給事業【P 7 7】

身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は補修に必要な費用の一部を支給することにより、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、また、身体障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する。

住宅改造助成事業【P 7 7】

高齢者及び障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成する。

福祉一般管理事業【P 7 7】

社会福祉全般に係る出張等に要する経費及び人権啓発・住宅新築資金等貸付償還事務に係る経費、また、社会福祉のために活動している各協議会等の事業費用の一部を補助（負担）する。

行旅死亡人取扱事業【P 7 7】

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅中に行き倒れとなった病人、死亡人等で引取者のいない者に対して救護、火葬、官報公告等を行う。また、死体の埋葬又は火葬を行うものがないとき又は判明しないときは、墓地埋葬等に関する法律に基づきこれを行う。

心身障害者福祉年金給付事業【P 7 7】

心身障がい者（児）のうち、所得税非課税の者に年金を支給する。

身体障がい者 1・2 級 40,000 円

知的障がい者 A・B 1 判定 40,000 円

精神障がい者 1 級 40,000 円

心身障がい者（児）又はその保護者に心身障害者福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。

成年後見制度利用支援事業【P 7 7】

自己の責任のもとに選択・決定をする判断能力が不十分な者を支援するために「成年後見制度」が実施されている。本人保護のために制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬が補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

重度心身障害者(児)介護手当支給事業【P 7 7】

在宅重度心身障がい者（児）（身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A 判定）で一定の基準を満たしている者の介護者に対して、介護手当を支給する。

障害福祉サービス事業【P 7 9】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、障がい者（児）が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい者にあった多様なサービスの提供と、利用に関する経費の一部扶助により、障がい者（児）の自立を支援する。

地域生活支援事業【P 7 9】

(1) 運転免許取得費助成事業

身体障がい者が道路交通法の規定による自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、身体障がい者の行動範囲の拡大を促進し、その生活の自立向上を図る。

(2) 自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、所有する自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を補助することにより、社会復帰の促進・自立向上を図る。

(3) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者・言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、必要に応じ手話通訳者を派遣する。

(4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合等に出席する場合に、要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。

(5) 東播臨海精神保健協会運営事業

東播臨海精神保健協会は、精神の健康を損ない医療機関に入院し、回復に向けて療養・努力している方々の社会復帰を促進するため、地域交流会など様々な事業を行っているため、近隣市町で運営費を負担する。

(6) 声の広報事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、町広報の一部を録音し提供する。

(7) 障害児生活訓練事業

自宅に閉じこもりがちな児童の健全な育成及び他の学校に通う児童との交流を目的とし、特別支援学級及び特別支援学校等の小学部に通う児童に対し、夏休み中に日常生活訓練やレクリエーション活動を行う。

(8) 移動入浴サービス事業

家族の協力があっても入浴が困難な重度身体障がい者（児）に対し、定期的（1ヵ月に2回まで・夏季は週に1回まで）に移動入浴車を派遣する。

(9) 重度障害者日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者に対して日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便を図る。

(10) 障害児日常生活用具給付等事業

重度身体障がい児・知的障がい児に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。

(11) 訪問型歩行訓練事業

中途失明者等視覚障がい者に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障がい者の自立と社会参加を図る。

(12) 外出訓練・交流・スポーツ振興等補助事業

障がい者が10人以上集まり、外出等の訓練や視察に貸切バスを利用したときに、バス代の一部を補助する。また、障がい者団体及びボランティア団体等が障がい者の交流やスポーツ振興を目的として行事を開催するときは、その一部を補助する。

(13) 障害者相談支援事業

身体・知的・精神3障がいの専門的知識をもつ相談員を設置し、障がい者、障がい児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行う。

また、専門的な見地から相談支援等を要する処遇困難ケース等の対応も行う。

(14) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

(15) 日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に支援が必要な障がい者の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行い自立の促進、生活の向上等を

図る。

(16) 日中一時支援（生活介護型）事業

障がい者の入浴、食事の提供、創作的活動及び機能訓練等を当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行うことにより、居宅生活の維持・向上を図る。

(17) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている者（所得要件あり）に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

(18) 施設入所者等就職支度金給付事業

身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

(19) 生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図る。

(20) 在宅重度障害者医療器材等購入助成事業

在宅で生活する重度障がい者に対し、治療及び予防等のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では給付対象にならない日常生活に必要な医療器材等の購入助成を行うことにより、障がい者福祉の増進を図る。

地域支援ネットワーク事業【P 81】

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、サービス提供事業者やボランティア等の福祉関係者、まちづくり活動団体、企業、医療、保健、教育、行政など様々な社会資源が繋がり、障がいのある人を支援していくネットワークが重要である。

町内外の様々な社会資源をつなぐ地域自立支援協議会の地域支援ネットワークを活用し、地域課題を解決するための仕組みづくりに取り組む。

自殺予防事業【P 81】

自殺予防を目的とし、自殺対策計画に基づき、啓発事業等の自殺対策を進める。

要配慮者実態調査事業【P 81】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び寝たきり並びに障がい者を対象として、地域における日常の見守りの必要性や災害時における適切な避難支援対策を講じる必要から、これらの方々の日ごろの状況を調査し把握する。

「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の策定を推進する。

障害者就労訓練活動支援事業【P 81】

障害者就労施設等で就労する障がい者に一般就労を目指す職場実習の場や役務の提供を行う。

権利擁護支援事業【P 81】

(1) 権利擁護支援事業

虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ権利擁護の意識の醸成を行うとともに、権利擁護支援に対し、市民後見人養成講座を行い、地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。

(2) 虐待対応支援業務

市町村の責務である、被虐待者保護のための措置や虐待防止に資する支援を迅速かつ適切に行うため、専門職の派遣や相談支援を依頼する。

障害者虐待防止対策事業【P 8 1】

障がい者虐待を防止するための普及・啓発や虐待発生時に迅速に対応するための緊急一時保護施設の確保及び再発防止のための家庭訪問を行うことにより、障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぎ、障がい者の安定した生活の維持を図る。

グループホーム建設等補助事業【P 8 1】

町内で、グループホーム等の障害福祉施設を誘致するため、開設に伴う建設費・改修費等の補助を行う。補助率は、2/3とし、補助額は、500万円を上限とする。

総合相談運営事業【P 8 1】

福祉会館に総合相談窓口を設置し、様々な生きづらさを抱える世帯への包括的な支援や各種相談事業の統合化や多機関との連携を図り、相談支援者へのバックアップ体制の構築に取り組む。

合理的配慮推進事業【P 8 3】

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するために、事業者や地域団体が障害のある方にスロープやコミュニケーションツールなど合理的配慮を提供するための費用の一部を補助する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

《総務グループ》

長寿社会福祉基金積立事業【P 8 3】

長寿社会における福祉の向上を図るため設置された長寿社会福祉基金への積立てを行う。長寿社会福祉基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

《保険年金グループ》

介護保険事業特別会計繰出事業【P 8 3】

介護保険法に基づく介護(介護予防)給付費等、地域支援事業に要する費用の町負担分及び当該制度を運営するために必要な職員給与費並びに事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出す。また、国・県・町の施策として実施される低所得者の第1号保険料の軽減強化に対して、その費用を一般会計を通じて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- (1) 介護(介護予防)給付費等に要する費用の12.5/100
- (2) 地域支援事業(総合事業)に要する費用の12.5/100
- (3) 地域支援事業(総合事業以外)に要する費用の19.25/100
- (4) 当該事業を運営するために必要な職員給与費及び事務費
- (5) 低所得者への保険料軽減強化分

社会福祉法人等利用者負担軽減助成事業【P 8 3】

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とし、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費(町1/4・県1/4・国1/2)で助

成する。

後期高齢者医療費等負担事業【P 8 3】

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療費の町負担額（療養給付費の1/12の額）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合への負担金（共通経費負担金）を交付する。

地域介護施設整備等補助事業【P 8 3】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する補助を行う。

県→町→事業者の間接補助

後期高齢者医療事業特別会計繰出事業【P 8 3】

後期高齢者医療保険料徴収に要する経費等事務費を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出す。

高齢期移行助成事業【P 8 3】

昭和46年度（1971年度）より実施してきた老人医療助成事業について、現在平均寿命が創設当時から大きく延伸し、80歳を超えていること、今後、団塊世代が70歳を迎え65歳から69歳の人口も減少し、特に人口の多い世代ではなくなること、就業者（希望者含む）も増加していることを踏まえ、65歳から69歳を老人として扱う当該事業は平成29年（2017年）6月末で廃止され、同年7月1日より高齢期移行助成事業が創設された。

定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業【P 8 3】

定期巡回・随時対応型サービスは、夜間を含めて定期的に訪問介護、訪問看護の提供が可能で、サービス整備にあたって事業者の参入障壁となっている人件費を助成し、利用者を一定数確保するまでの間、安定的な運営の支援をすることにより事業者の参入を促す。

《福祉グループ》

高齢者在宅福祉事業【P 8 3】

(1) 在宅高齢者介護手当支給事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の、精神的、経済的負担を軽減するため、月額10,000円の介護手当を支給する。

(2) 日常生活用具給付事業

要援護の高齢者又はひとり暮らしの高齢者が、日常生活を安全に過ごすために必要な用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）を給付する。

(3) 寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができにくいひとり暮らしの高齢者や障がい者の世帯に、寝具乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施する。

(4) 訪問理美容サービス事業

家庭で寝たきり状態にあり、理美容院に出向くことが困難な高齢者や障がい者の方に理容師又は美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを実施する。

(5) 生活管理指導短期宿泊事業

一人暮らしの高齢者が急に体調不良になった場合や要介護状態への進行を防ぐため、老人ホームなどへの短期間の宿泊により日常生活に対する支援を行う。

(6) 救急医療情報キットの配布

住民が安心して暮らせるよう緊急医療情報キットを希望者に無料で配布する。

かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、「自宅の玄関」または「冷蔵庫」に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員などがその情報を活用し迅速な救命活動等を行えるよう備える。

いきがい対策事業【P 8 5】

(1) いきがいづくり促進事業

高齢者がいきがいをもって過ごすことができるよう地域において高齢者とのふれあいを行う自治会に対して支援する。

(2) 長寿祝金支給事業

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともにその福祉の増進に寄与することを目的とし、80歳及び90歳の高齢者に対して、長寿祝金を支給する。

80歳 10,000円

90歳 20,000円

(3) 特別長寿祝金支給事業

多年にわたり地域社会の発展に尽くしてこられた100歳の長寿者を敬愛し、ねぎらうことを目的として、特別長寿祝金を支給する。

100歳 100,000円

(4) 播磨ふれあいの家利用助成事業

高齢者、心身障がい者（児）、精神障害者保健福祉手帳及び原子爆弾被爆者手帳の交付を受けた方の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とし、利用料の一部を助成する。

高齢者総合福祉対策事業【P 8 5】

長寿社会福祉基金から生ずる益金を利用して、

- ・在宅福祉等の普及向上
 - ・健康・生きがいづくりの推進
 - ・ボランティア活動の活発化
- 等のため、民間の団体が長寿社会に備えて行う事業に対して補助金を交付する。

老人保護施設措置事業【P 8 5】

身体上、精神上、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者等を老人福祉施設への入所手続を行い養護する。

緊急通報システム管理運営事業【P 8 5】

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故など万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう「あんしんボタン」（緊急通報装置家庭用端末器）を貸与し、高齢者等の日常生活の安全の確保と不安解消を図る。

老人クラブ活動支援事業【P 8 5】

地域の高齢者が自主的に集まり、各種社会活動を総合的に実施するために組織された老人クラブ（単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会）の活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金費

《保険年金グループ》

国民年金事業【P 8 5】

高齢化社会の到来に対し、老後の生活の柱としての年金制度の役割は、ますます必要となり、

併せて納付記録問題と重なり、町民の関心は高まりを見せている。

また、国民年金制度が公的年金の根幹であり、世代間扶養という理念を基本に資格適用の推進、未納者対策を重点として、積極的に年金事務所への支援、連携、協力を行う。

無年金外国籍高齢者特別給付事業【P87】

国民年金制度上、国籍要件があったために老齢基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国籍等高齢者で、年金制度上の資格要件により、老齢基礎年金等を受けることができない高齢者を対象に給付金を支給して無年金者の救済を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉会館費

《福祉グループ》

福祉会館管理運営事業【P87】

住民の福祉の増進、文化の振興を図り、各種集会、その他の利用に供するため設置された福祉会館の管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) デイサービスセンター費

《福祉グループ》

デイサービスセンター管理運営事業【P87】

デイサービスセンターの管理及び重度身体障がい者の短期入所運営事業を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 健康いきいきセンター費

《すこやか環境グループ》

健康いきいきセンター管理運営事業【P87】

住民が元気でいきがいをもって生活できるよう、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、効果的な管理運営や住民サービスの向上を図る。

健康いきいきセンター改修事業【P87】

健康いきいきセンターの適正な管理を図るため、外壁改修等必要な工事を実施する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉しあわせセンター費

《福祉グループ》

福祉しあわせセンター管理運営事業【P87】

住民の福祉の増進、各種団体の活動拠点として設置された福祉しあわせセンターの管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

《保険年金グループ》

乳幼児等医療費助成事業【P89】

0歳から小学3年生の年度末までの乳幼児等の医療費を助成することにより、子どもを産み育てる環境の整備と乳幼児等の健康の向上を図る。

こども医療費助成事業【P89】

心身・体力等で節目となる前青年期から思春期に至る小学4年生から中学3年生の年度末までの児童生徒を対象に、医療費を助成することにより、次世代を担う子どもの健全育成と子育て

て世代が安心して子育てができるよう精神的・経済的負担の軽減を図る。

《福祉グループ》

学童保育事業【P 8 9】

共働き家庭等の児童の放課後対策として、各小学校に学童保育所を設置し、管理運営については指定管理者に委託する。

子育て家庭ショートステイ事業【P 8 9】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

保育所一般管理事業【P 8 9】

保育施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収等に関する事務、及び保育の質の向上のための保育士研修や園児の健康維持のため保育園又は認定こども園で実施する歯科検診・眼科検診にかかる費用の一部を補助し、保育環境整備を推進する。

また、ひょうご多子世帯保育料利用料軽減事業において所得制限により対象外となる世帯に対して、県補助と同額の利用料軽減を実施し子育て世帯を支援するとともに、他市が実施している病児保育利用料金の市内・市外居住者の差額を助成することにより就労等の理由により病気の子どもを看ることが出来ない保護者を支援する。

児童福祉一般管理事業【P 9 1】

児童福祉全般に係る出張旅費及び必要な一般事務経費を支出する。また、子育て支援を推進するための会議の実施及び教材費・行事費等実費徴収にかかる補足給付を行う。

要保護児童対策事業【P 9 1】

児童福祉に関する相談業務を実施するとともに、虐待を受けている児童の早期発見及び適切な保護等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。

また、協議会の児童虐待防止策として関係機関の研修や児童虐待防止に係るオレンジリボンの啓発を進める。

児童福祉施設整備事業費補助事業【P 9 1】

播磨町子ども・子育て支援事業計画の保育見込量に対する確保方策である、新たな保育施設の整備について、施設整備事業者に対して補助金を交付する。

こんにちは赤ちゃん事業【P 9 1】

地域の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てに関する悩みや不安を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる。

養育支援訪問事業【P 9 1】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・ヘルパー等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児・家事援助を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

子ども・子育て支援事業計画策定事業【P91】「新規」

子ども・子育て支援法に基づき、町内の子ども・子育てに係るニーズ調査を実施し、事業の見込量、供給体制の確保の内容及びその実施時期等を定めた地域子ども・子育て支援に関する事業計画を策定する。

子育て世代包括支援事業（福祉G）【P91】

子ども及びその保護者、または妊娠中の方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他、地域で実施している子育て支援を円滑に利用できるようにサポートする。

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対しての情報提供や必要に応じての相談や助言、関係機関との連絡調整等、きめ細かい支援を実施する。

はりまフォトバースデイ事業【P91】

新生児の誕生をお祝いするとともに、健やかな成長を願い、記念写真撮影券を交付し、愛情を育み、子育ての励みにしていただくよう子育て家庭を応援する。

記念写真撮影券は、出産1子につき1枚、子の出生の日から1年間有効とする。

《すこやか環境グループ》

障害児療育事業【P93】

心身に障がいのある18歳未満の町内在住者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練や相談を実施する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

《福祉グループ》

保育対策等促進補助事業【P93】

多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う下記事業に対し、その費用の一部を助成する。

- ・延長保育事業 ・障害児保育事業 ・保育所地域活動事業 ・一時預かり事業
- ・病児病後児保育事業（病後児対応型） ・発達に支援を要する児童の保育事業

保育士確保補助金を保育所等へ交付することにより、勤務条件を向上させ保育所等が保育士を確保しやすい環境を整備する。

保育施設利用予約推進補助金を保育所等へ交付することにより、育児休業から職場に復帰する保護者の児童の受け入れ枠を一定数確保することにより、出産しやすい環境を整える。

児童手当等支給事業【P93】

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了前の第1子、2子は子ども一人につき月額10,000円を、第3子以降は一人につき月額15,000円を、中学生は一人につき月額10,000円を支給する。

ただし、所得制限限度額以上の者は、一律子ども一人につき、月額5,000円を支給する。

教育・保育給付事業【P93】

子ども・子育て支援制度に基づき、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）に対

して施設型給付（私立保育園については委託費）、小規模保育事業所等に地域型保育給付を支弁することで、教育・保育施設や地域型保育施設の適正な継続運営を図り、保育を必要とする小学校就学前子どもの安定した入所を確保する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子父子福祉費

《保険年金グループ》

母子家庭等医療費助成事業【P 9 3】

母子家庭等の医療費の一部を助成し、母子家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図る。

《福祉グループ》

母子・父子等及び寡婦福祉事業【P 9 3】

母子・寡婦の福祉の向上を図るため、播磨町婦人共励会へ補助を行う。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費

《福祉グループ》

北部子育て支援センター運営事業【P 9 5】

播磨町の北部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

また、仕事と家庭の両立支援及び核家族家庭の支援のために、ファミリーサポートセンターが、提供会員、利用会員の利用調整を行うことにより、地域における住民相互の援助活動を行う。

南部子育て支援センター運営事業【P 9 5】

播磨町の南部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

北部子育て支援センター改修事業【P 9 7】「新規」

経年劣化により修繕が必要な箇所について、改修工事を行うことにより、施設の適切な維持管理を行う。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

《福祉グループ》

小児慢性特定疾病児童在宅福祉事業【P 9 7】

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具の支給対象とはならない小児慢性特定疾病児に対し、ネブライザー（吸入器）等の日常生活用具を給付することにより、在宅療養生活の向上を図る。

若年者在宅ターミナルケア支援事業【P 9 7】

若年者の末期がんの方が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して日常生活をおくることのできるよう、訪問介護の利用や福祉用具の貸与に係る費用の一部を助成することにより、本人及び家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援する。

《すこやか環境グループ》

保健推進事業【P99】

健康づくりの推進及び健康診査・がん検診等を実施することにより、誰もが生涯を通じて健康やかに暮らすことができるよう健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図る。

健康増進法に基づき、平成20年度（2008年度）からの医療制度改革において、医療保険者に義務付けられない事業について実施する。

保健対策推進協議会運営事業【P99】

医療機関・栄養関係・福祉関係団体の代表及び自治会・婦人会・老人会組織の代表と、関係行政機関で構成する保健対策推進協議会において、町の保健事業や地域での健康づくりの取り組みの紹介及び町の健康課題について各団体で取り組んでいけるような内容を検討する。

市町母子保健事業【P99】

母子の健康保持及び増進を図るため、健康診査・健康教育・保健指導・その他必要な支援を実施する。

地域保健医療情報システム事業【P101】

参画医療機関での医療データ及び公益財団法人加古川総合保健センターの健診データのシステム化や感染症情報の発信などを通じて、地域住民の健康増進に寄与する「地域保健医療情報システム」を維持管理し、運用する。

救急医療事業【P101】

日曜・祝日・年末年始・夜間（小児科は準夜間）における救急診療業務を行う。

休日及び夜間においての診療業務を実施することにより、救急患者の医療不安の解消を図る。

健康はりま21事業【P101】

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、健康寿命の延伸・生活の質の向上を図ることを目的に、健康の増進を総合的・計画的に推進する。住民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康ポイントを推進するとともに、禁煙のまちづくりをめざし、禁煙治療費の助成を行う。

メディカルフロア管理事業【P101】

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）の維持管理を行う。

アスベスト健康管理支援事業【P101】

アスベストによる健康被害を早期に発見し、アスベスト関連疾患に係る住民の健康管理を支援することを目的とし、健診等において、アスベストばくろ歴のある者に健診カードを配布し、継続的な受診を促す。

また、アスベストによる肺がん中皮腫等の健康被害を生じるおそれのある者について、アスベスト健康管理手帳を交付するとともに、その検査に要する費用を助成する。

後期高齢者健診事業【P101】

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を目的に、後期高齢者健診や口腔歯科健診を実施する。

未熟児養育事業【P101】

未熟児は、正常な新生児に比べて死亡率は極めて高率であり、疾病にもかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いので、生後速やかに適切な処置を必要とするため、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。

子育て世代包括支援事業（すこやか環境G）【P103】

妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまな悩み等に円滑に対応するため、専任の保健師を1名配置し、母子健康手帳の交付で全ての妊婦を把握し、必要な妊産婦等の支援台帳を作成し切れ目のない支援を行う。

また、小さな子どもを持つ保護者に対し、子育てアプリにより様々な情報を提供したり、地域で子育てに関わる団体と一緒に”ベビーフェスタ”を開催し、悩まずに子育てができるよう支援する。

はりまこうのとりのタクシー事業【P103】

陣痛の際に、産院まで行く手段がない妊産婦に、タクシー料金の助成を行うことで、妊産婦への経済的支援を行う。

はりま産後サポート事業【P103】

地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化として、「妊娠・出産包括支援事業」の1事業である産後ケア事業が位置づけられており、退院直後の母子に対して、助産師やホームヘルパーなどの専門スタッフが心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整える。

また、産科医療機関や助産所等を利用し、宿泊型及びデイサービス型による支援を実施する。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費

《すこやか環境グループ》

予防接種事業【P103】

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、予防接種法第5条に基づく各種予防接種を行う。

感染症予防事業【P103】

水害等の災害に備え、備蓄薬品の管理を行う。

動物管理事業【P103】

動物の適正な管理を目指し、畜犬登録等を行う。

狂犬病予防のため、飼犬の登録と注射を実施し、公衆衛生の向上を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費

《すこやか環境グループ》

環境衛生事業【P105】

生活用排水路（暗渠部分）の清掃や新島公共岸壁及び公共埠頭の清掃等を行い、生活環境の悪化防止と公衆衛生の向上を図る。

また、生活環境の向上を図るため、自治会が行う地域の環境美化運動に対して支援する。

資源回収奨励事業【P105】

各種団体及びPTAが実施する資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することにより、この運動をより一層促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 火葬場費

《住民グループ》

斎場運営事業【P105】

稲美斎場「ひじり苑」の適正な維持管理を行うための費用を負担する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費

《総務グループ》

一般廃棄物処理施設整備基金積立事業【P105】

一般廃棄物処理施設の整備資金を確保するため設置された、一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行う。

一般廃棄物処理施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立てを行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 塵芥処理費

《すこやか環境グループ》

塵芥処理一般事業【P107】

ごみ処理に伴う事務処理を行う。

塵芥収集業務運営事業【P107】

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行うと共に、ごみの減量化を推進する。

塵芥処理施設維持管理事業【P107】

塵芥処理センターの適正な運営及び維持管理を行う。

ごみ集積場整備費助成事業【P107】

自治会がごみ集積場所を整備するための工事費の一部を助成することにより、地域の環境美化の推進を図る。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業【P107】

ごみ焼却灰及び建設廃材の埋立て処分地を確保するため、近畿二府四県の自治体により実施している広域事業に参加する。

町内で確保が困難である最終処分場の確保に努める。

粗大ごみ処理事業【P107】

町内から排出された粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル等を加古郡衛生事務組合で処理するための費用を負担する。

広域ごみ処理事業【P109】

東播臨海広域行政協議会に参加する2市2町でごみ処理の広域化に取り組み、平成34年度(2022年度)よりの稼働を目指し可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設の建設・運営を高砂市に委託する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) し尿処理費

《すこやか環境グループ》

し尿収集事業【P109】

一般家庭及び事業所等から生じる、し尿の収集運搬を行う。

し尿処理場管理運営事業【P109】

加古郡衛生事務組合のし尿処理施設の管理運営及び、施設改修に係る経費を負担する。

(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費

《住民グループ》

労働行政運営事業【P109】

技能職者表彰事業及び労働に関わる事業。

優秀な技能を有し、永年にわたりその職業に従事する者の功を称えることにより、他の技能者の模範となり、地域社会の発展を図る。

シルバー人材センター助成事業【P109】

加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成事業。

センターによる高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保を図り、高齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。

勤労者住宅資金融資対策事業【P109】

勤労者に対する住宅建築(増改築を含む)資金、住宅購入資金融資に必要な信用保証料補助を行い、勤労者の生活環境の改善並びに生活維持安定により勤労者福祉の向上を図る。

労働者福祉協議会運営事業【P109】

播磨町労働者福祉協議会及び東播地区労働者福祉協議会への補助を行い、勤労者の福祉活動を通じ豊かな地域づくりに寄与する。

ゆうあいプラザ運営事業【P111】

高齢者・障がい者の複合福祉施設である「ゆうあいプラザ」の管理運営を行う。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費

《住民グループ》

農業委員会運営事業【P111】

農地の権利移動や転用に関する業務を執行するとともに、都市化が進行する中で限られた農地の活用等について検討する。

- ・ 定例農業委員会の開催
- ・ 農地権利の移動の許可、転用届出の受理及び転用許可申請の進達
- ・ 農地の有効利用の推進、他

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費

《住民グループ》

農業総務一般管理事業【P 1 1 1】

町と農業集落との連絡調整を図り、農政の円滑な推進を行う。

東播磨農業共済事務組合運営負担事務事業【P 1 1 3】

農業保険法に基づく農業共済事業の事務を共同処理するため、二市二町で設立した事務組合の運営経費の不足分について負担する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

《住民グループ》

農業振興事業【P 1 1 3】

農業者団体・消費者と連携しながら地産地消の推進に努めるなど、調和した農業のあるまちづくりを進める。

水田農業構造改革事業【P 1 1 3】

生産者・農業者団体が主体となって適切な米の生産を実施するとともに、地域の実情にあった農業を推進する。

人・農地プラン推進事業【P 1 1 3】

人と農地を取り巻く環境が変化する中で、今後中心となって農業を行う担い手や地域農業のあり方を検討していく。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費

《住民グループ》

土地改良行政一般事業【P 1 1 3】

土地改良事業の企画調整、振興及び指導に関する事務を行う。

北池避難地維持管理事業【P 1 1 3】

浚渫により造成された、避難場所の機能を有した土地の維持管理を行う。

ため池整備事業【P 1 1 3】

ため池整備に関する全般的な事務を行う。

大池広場維持管理事業【P 1 1 5】

大池広場に設置した街灯やトイレ等の維持管理を行う。

《都市計画グループ》

地籍調査事業【P 1 1 5】

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界確認を行い、その後地積を測量し、その結果を地図及び簿冊に作成する。

本町の地籍調査事業は、平成22年度(2010年度)より新島の一部から開始し、内陸部についても、平成27年度(2015年度)から実施している。今年度は、前年度の一筆地調

査地区の閲覧工程及び新規調査地区の基準点測量・一筆地測量工程を実施する。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業総務費

《住民グループ》

水産業総務一般管理事業【P 1 1 5】

水産業全般に係る事務を行う。

水産業に関する情報の提供を行うことにより、漁業経営の安定化を図る。

海難予防対策事業【P 1 1 5】

漁船保険加入や、のり浮標灯、防波堤照明の維持管理のための補助金を交付することにより、漁業者の負担を軽減し、もって経営の安定化を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費

《住民グループ》

水産業振興事業【P 1 1 5】

たこつぼの海面投入や漁業協同組合が実施する漁業施設等整備に補助金を交付することにより、漁業者の経営安定を図る。

水産多面的機能発揮対策支援事業【P 1 1 7】

藻場・干潟・浅場等の維持管理や環境・生態系保全を行う組織を支援するための制度。

平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5ヵ年事業として新たな制度に組み替えられた。

播磨町漁業組合を母体とする「播磨町豊かな海を守る会」が海底耕運などの事業に取り組み、養殖海苔の色落ち現象を抑制するなど、豊かな海の再生が見込まれる。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費

《土木グループ》

漁港管理事業【P 1 1 7】

漁港施設の適正な維持管理を図るとともに関係団体との協調を図り、施設運営の向上のための情報収集に努める。

海のふれあい事業【P 1 1 7】

海に対する理解を深めてもらうため、小学生を対象に海とふれあえる事業を行う。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工総務費

《住民グループ》

特定商品販売の計量立入検査事業【P 1 1 7】

商品流通が活発になる中元・年末年始時期を中心に、製造・卸売業者・小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査並びに指導を行い適正計量の推進を図る。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

《住民グループ》

商工業振興一般管理事業【P 1 1 7】

商工業に係る事業を行う。商工会による優良従業員表彰を支援することで従業員の勤労意欲

を高め、会員の事業所の繁栄と発展を図る。

ひょうご産業活性化センター、ひょうごツーリズム協会、東播磨産業ツーリズム振興協議会、兵庫県物産協会等に参画し、商工業の発展に資する。

商工業振興事業【P 1 1 9】

商工会が行う事務、事業等の必要経費に対する助成を行い、商工業の振興及び発展を図る。

住宅リフォーム助成事業【P 1 1 9】

町内商工業者への経営支援と住宅リフォームによる快適な住環境の推進を図るため、町内業者の施工により住宅リフォームを行う者に対し助成を行う。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費

《総務グループ》

道路用地先行取得基金繰出事業【P 1 1 9】

道路用地のために取得する必要がある用地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された道路用地先行取得基金への繰出しを行う。

道路用地先行取得基金条例第5条による運用益金（利子）の繰出し。

《土木グループ》

土木総務一般管理事業(土木G)【P 1 1 9】

土木事業の円滑な推進を図る。関係する調査及び報告をはじめ、管理に必要な事務を行う。また、補助事業の推進、予算枠の確保のため、関係諸団体との協調を図る。

道路台帳更新事業【P 1 2 1】

道路法に基づき町道認定路線の道路台帳や占用・橋梁等各台帳調書を更新し、道路管理事務の円滑化と適正化を図る。

港湾統計調査事業【P 1 2 1】

港湾統計調査は、国からの委任事務であり、統計法に定められた指定統計で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発利用及び管理に資することを目的としている。

調査資料は、港湾計画等の基礎資料として利用される。

港湾整備促進事業【P 1 2 1】

港湾施設の整備促進及び、港湾の環境保全の推進を図る。

道路占用物件管理事業【P 1 2 1】

町道の占用物件の更新を、年に一度行う。

《都市計画グループ》

町道未登記処理事業【P 1 2 1】

町が管理する認定道路内の個人名義等の整理を行うとともに、寄附等に伴う道路敷の登記事務等を行う。

土木総務一般管理事業(都市計画G)【P121】

用地買収等に関する研修及び調査並びに報告をはじめ、用地買収関係に必要な事務を行う。
また、関係諸団体との協調を図る。

官民境界協定事務事業【P123】

官民境界申請における事前協議、調査、立会及び協定の締結を行うとともに、協定図等のデータ更新作業及びシステムの保守を実施する。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 排水溝費

《土木グループ》

排水施設維持管理事業【P123】

排水施設の維持管理を行う。

排水路整備事業【P123】

大雨による道路冠水等が頻繁に発生している箇所の、道路側溝及び水路の改修整備、並びにバイパス管等を整備し解消を図る。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費

《土木グループ》

道路維持管理事業【P123】

道路の維持管理に努める。交通の安全確保のため定期的に道路清掃業務を行う。

また、街路樹剪定、防除、灌水、草刈り等を行い、町道の環境美化を図るとともに、その保全に努める。

町道補修事業【P125】

老朽化している町道の舗装及び道路付属物の改修を行う。

道路安全対策事業【P125】

町内の道路において、歩行者及び車両の安全性の向上とともにバリアフリー化の促進を行う。

狭あい道路整備事業(土木G)【P125】

建築基準法では、幅4m未満の道路に接して建築行為を行う場合、道路中心等からの後退(セットバック)を義務付けられているが、所有者等の自己管理に任されており、道路拡幅が進んでいない。

この状況を改善するため、後退道路用地を寄付・無償使用契約後、当該部分の舗装等を行い、町道の道路区域とすることで、狭あい道路の整備を推進する。

《都市計画グループ》

狭あい道路整備事業(都市計画G)【P125】

建築基準法では、幅4m未満の道路に接して建築行為を行う場合、道路中心等からの後退(セットバック)を義務付けられているが、所有者等の自己管理に任されており、道路拡幅が進んでいない。

この状況を改善するため、後退道路用地を寄付・無償使用契約後、当該部分の舗装等を行い、町道の道路区域とすることで、狭あい道路の整備を推進する。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費

《土木グループ》

町道二子二見線道路改良事業【P125】「新規」

当該道路は山陽電車西二見駅と二子地区を結ぶ重要な道路である。
難航していた用地買収が完了したことから改良工事を実施する。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費

《土木グループ》

橋りょう補修事業【P125】

道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の修繕・架け替えを行う。

(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費

《土木グループ》

河川総務一般管理事業【P127】

河川事業の整備促進を図るとともに、ゲート等の点検・整備を実施し災害に備える。

河川美化事業【P127】

河川管理者の委託を受け、定期的に草刈りや清掃を実施し、災害防止と環境美化に努める。

(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川改良費

《土木グループ》

喜瀬川遊歩道補修事業【P127】「新規」

喜瀬川遊歩道に転落防止柵を設置する。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費

《総務グループ》

公共公益施設整備基金積立事業【P127】

公共公益施設の整備資金を確保するため設置された公共公益施設整備基金への積立てを行う。
公共公益施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

都市計画事業基金積立事業【P127】

都市計画事業の財源を確保するため設置された都市計画事業基金への積立てを行う。
都市計画事業基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

《企画グループ》

移動等円滑化推進協議会運営事業【P127】

播磨町駅を中心にバリアフリー化の整備を行うために策定された「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、その構想を具体化するための特定事業計画に定められた各事業の進捗状況について評価・検証を行うため、協議会を開催する。

《都市計画グループ》

都市計画行政運営事業【P127】

本町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、円滑な都市計画事務を執行することを目的とする。

- (1) 都市計画の決定、変更に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく開発指導、建築の規制の調査等に関する事務
- (3) 建築基準法に基づく建築確認申請の事前調査及び意見に関する事務
- (4) まちづくりの手法等について調査研究を行う

公拡法届出事務事業【P129】

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地の先買い制度として、都市計画施設に係る土地を譲渡しようとする場合の届出及び都市計画区域内の200㎡以上の土地所有者が、地方公共団体に対して売り渡しを希望する場合の申出についての事務を行う。

都市計画基礎調査事業【P129】

都市計画法第6条に基づく基礎調査を県の委託業務として実施している。

都市の現況、動向（人口、建物、土地、都市施設等）を把握する。

都市計画法の規定により、都市計画の決定、変更に必要な都市の現況等について調査する。

土地取引関連事務事業【P129】

土地取引の届出及び勧告、遊休土地の利用促進に関する調査をする。

屋外広告物許可申請事業【P129】

屋外広告物が地域の環境や景観に大きな影響を及ぼしている現状に鑑み、屋外広告物のもつ機能や役割に配慮しつつ、快適な生活空間の創造に資するため、屋外広告物の規制の周知、徹底を図る。

都市計画変更業務委託事業【P129】

適正な土地利用や良好な市街地環境の形成等を確保するため、長期計画に整合したまちづくりを進める調査・検討及び住民との協働による住みよいまちづくりを促進する。

まちづくり講演会事業【P129】

住民参加のまちづくりを目指し、講演会の開催を通じ、住民のまちづくりへの意識の高揚を図る。

住宅耐震推進事業【P129】

震災に備え、民間住宅の耐震化を推進するため、簡易耐震診断の実施、耐震改修工事等への補助、住宅無料相談会を開催する。

空家等対策事業【P131】

平成28年度（2016年度）に策定した播磨町空家等対策計画に則り、空家等の総合的・計画的な対策を推進する。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公共下水道費

《上下水道グループ》

下水道会計支出事業【P131】

下水道事業会計における雨水処理の財源及び汚水処理等に不足する財源を支出する。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費

《土木グループ》

都市公園維持管理事業【P131】

安全かつ快適で、利用しやすい公園にするため、施設や樹木等の適正な管理運営を行う。

児童遊園整備費補助事業【P133】

自治会が児童遊園又はこれに付属する設備を設置、改良又は修理に要した費用の一部を補助し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。

自治会管理公園補助事業【P133】

自治会が維持管理を行う面積が300㎡以上の公園及び広場に対して、その施設の維持管理に要する費用の一部を補助する。

児童に安全な遊び場を提供し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

都市公園施設改修事業【P133】

公園施設の安全確保や老朽施設の更新を図る。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費

《総務グループ》

緑化基金積立事業(総務G)【P133】「新規」

緑化の推進及び緑の保全を図るために設置された緑化基金への積立ての内、平成31年度(2019年度)から譲与される「森林環境譲与税」相当分の積立てを行う。

《土木グループ》

緑化推進対策事業【P133】

「潤いあるまちづくり実現のため、身近な公共用地を提供して花と緑で飾るまちづくりを推進する。また記念樹を配布して、緑化の推進及び緑化意識の向上を図る。

生けがき設置奨励事業【P133】

公衆用道路に面し、生けがきを設置する場合に奨励金を交付する。
本町における良好なまちの景観を創出し、緑化推進と防災機能の向上を図る。

緑の普及啓発事業【P133】

花と緑に対する理解を深めてもらうために普及啓発事業を行う。

緑化基金積立事業(土木G)【P133】

緑化の推進及び緑の保全を図るため設置された緑化基金への積立てを行う。

緑化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費

《福祉グループ》

町営住宅施設維持管理事業【P135】

家賃の決定及び変更、入居者の募集、選考及び決定、家賃及び敷金の徴収、徴収猶予及び減免の承認、住宅の修繕、収入超過者に対する措置等を行う。

町営住宅建設及び補修基金積立事業【P135】

町営住宅の建設及び補修の資金を確保するため設置された住宅建設及び補修基金への積立てを行う。

住宅建設及び補修基金条例第4条による運用基金（利子）の積立て。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費

《危機管理グループ》

常備消防事務委託事業【P135】

加古川市に消防事務を委託し、火災の予防及び消火活動の充実並びに救急活動の強化を図り、住民生活の安全を確保する。

産業保安事務委託事業【P135】

加古川市に産業保安事務を委託し、火災予防の観点から一貫した指導と消防法により届出義務が課せられている事務処理を行う。

消防署播磨分署改修事業【P135】「新規」

平成12年（2000年）3月に竣工した播磨分署の防水・塗装・空調設備更新を行うための設計を行い、平成32年度（2020年度）に工事を行う。

常備消防事務委託事業【P135】

播磨分署の適正な維持管理を行う。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費

《危機管理グループ》

消防団活動事業【P135】

消防団員の身分補償及び訓練、礼式、操法大会及び講習会等を実施し、消防団員の知識、技術の向上を図る。

- ① 年末警戒及び出初め式
- ② 本部会議及び幹部会

消防施設維持管理事業【P137】

消防活動に必要な施設の維持管理事業として、消火栓維持管理及び消防設備の点検・整備を行うことにより、住民生活の安全を確保する。

また、自治会が設置するAED（自動体外式除細動器）の購入経費を補助することにより、AEDの普及促進を図るとともに、24時間利用できるコンビニエンスストアにAEDを設置することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

消防車整備事業【P137】「新規」

老朽化した消防自動車を更新することにより、消防団員の安全の確保及び消防力の強化充実を図る。

平成31年度（2019年度）は、二子分団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新を行う。また、女性消防操法大会用のポンプを購入する。

消火栓ホース格納箱新設取替事業【P137】

老朽化した消火栓ホース格納箱やホース等の取替え、また必要な場所に新設することにより、消防力を強化し、初期消火活動に備える。

消火栓新設事業【P137】

消火栓が不足している所に新設することにより、消防水利の拡充を行い消防力の強化充実を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 水防費

《危機管理グループ》

水防活動事業【P137】

播磨町水防計画に基づく水防活動を行い、水害による被害の軽減を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

《危機管理グループ》

災害対策活動事業【P137】

播磨町地域防災計画等に基づく災害防御、救出活動を行い、被害の軽減と鎮圧を図り、住民生活の安全を確保する。

平常時は地域防災計画等に基づく各種予防事業を実施し、防災行政無線等防災施設の維持管理を適切に行う。

また、播磨町備蓄計画に基づく物資の備蓄を行う。

平成31年度（2019年度）は、播磨小学校に防災用備蓄倉庫を整備する。

自主防災組織育成事業【P139】

大規模災害時において、被害を最小限度に食い止めるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠であることから、効果的かつ実践的な地域ぐるみの防災活動を展開できるよう支援する。

また、組織間の連携・強化を進めるための支援を行う。

平成31年度（2019年度）は、老朽化が著しい2組織の自主防災倉庫を更新する。

防災計画推進事業【P139】

播磨町地域防災計画について、防災関係機関に意見を聴くとともに、防災会議を開催し、計画の修正を行い、防災体制の強化と充実を図る。

また、平成30年度に策定した第二期災害予防計画（アクションプラン）の進捗管理を行い、適切な計画を推進する。

平成31年度（2019年度）は、業務継続計画（BCP）の策定を行う。

ひょうご防災リーダー育成事業【P139】

地域防災の担い手である自主防災組織等のリーダーの育成を目的として、兵庫県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」を受講し、将来にわたって地域防災活動に貢献する意思を有する者に対して助成を行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育委員会費

《教育総務グループ》

教育委員会委員活動事業【P141】

教育行政の円滑な運営のため、教育委員会の事務事業について合議し、執行する。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費

《教育総務グループ》

事務局一般管理事業【P141】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他関係法規に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業を円滑に行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

《学校教育グループ》

教育研究指導事業【P143】

教師の資質や指導技術の向上、また、様々な教育課題に対応する能力を育てるため、研修を行う。特に、命や人権を大切に教育等、道徳教育の充実に向けた研修を行う。

児童生徒就学事務事業【P143】

児童生徒の就学に関する事務を行う。

青少年健全育成事業【P143】

青少年の健全育成のため、少年補導委員の委嘱とその活動、播磨町内の2中学校の青少年育成推進委員会への補助を行う。

子供美術展事業【P143】

幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の造形感覚、創造性を育成するため、絵画等の展示を行う。

子ども支援事業【P143】

長期欠席者の社会的自立や学校復帰を促し、児童生徒の自己実現や社会の構成員としての個性と能力の伸長を図る。また、支援の必要な児童生徒に対して、学校生活における適切な支援を行う。

障害児童生徒通学支援事業【P145】「新規」

肢体不自由学校への就学が適切とされた児童生徒で、医療的ケアが常に必要な児童生徒について、保護者が医療的ケアに専念し、安全に通学できるよう介護タクシー等の利用を支援する。

読書活動推進事業【P145】

播磨町教育振興基本計画に基づき、読書習慣を身につけさせ、「豊かな感性の涵養」に努めるとともに、学力の基本要素である「読む力」及び「自ら解決していく力」の育成を図る。

特別支援教育総合推進事業【P145】

各学校園に特別支援教育コーディネーターを配置し、定期的に校園内委員会を開き、特別な支援を必要とする子どもたち一人一人について支援方法の計画・見直しを行い、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、校園内体制の充実を図る。

また、通常学級在籍の発達障がいのある子どもたちに対して、具体的な対応方法・支援方法の検討についての研修を行うとともに、保育園・幼稚園から小学校へのスムーズな就学指導のあり方、小学校から中学校への支援方法の引き継ぎ、他機関との連携等、検討を行う。

サポートチーム播磨推進事業【P145】

各小中学校に、学校生活サポーター等を配置（派遣）し、子どもたち一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに、自立して生涯をたくましく生き抜く力を育成するため、学校生活全般の支援をする。

また、専門教育サポーターを配置し、新学習指導要領で提唱されている新たな教育への対応と充実を図る。

播磨町教育委員会指定校事業【P145】

小中学校に、研究指定を実施し、教科等の研究を推進することで、教員の資質・能力のさらなる向上を図る。

学校情報化推進事業【P145】

小中学校における ICT 環境等の維持・管理並びに整備・充実を図り、教育の情報化を推進する。

外国語教育推進事業【P145】

外国人講師並びに指導助手を各小中学校に配置することにより、英語教育をさらに充実し、小中学校の各段階を通じて児童・生徒の英語力の向上を図っていく。

放課後における補充学習等推進事業【P145】

ひょうご教育創造プランに掲げる「確かな学力」の育成に向け、基礎・基本や学習習慣の定着、知識・技能を活用する力や「ことばの力」の向上等、課題の改善を図るため学校への重点的な支援等、さらなる学力向上に取り組む。

英語教育改善プラン推進事業【P145】「新規」

国の平成29年度（2017年度）英語教育推進リーダ中央研修を受講した教諭（1名）を中心に、町内の小学校英語教育を推進するとともに小中学校の連携を図る。

（款）教育費（項）小学校費（目）学校管理費

《教育総務グループ》

小学校運営事業【P147】

小学校の児童の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び小学校の円滑な運営を行う。

小学校保健衛生事業【P149】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく学校医等を配置することで、児童及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

小学校給食事業【P149】

小学校の全児童に対し、単独校調理方式で完全給食を実施し、食事についての正しい理解と食事を通じて好ましい人間関係を育成するとともに、児童の健康保持及び増進を図る。

小学校施設維持管理事業【P149】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

小学校運営用備品整備事業【P151】

児童が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう小学校運営用の各種備品の整備を行う。

交通安全街頭指導事業【P151】

通学路の町内18箇所に交通安全街頭指導員を配置し、登下校（園）時における幼児・児童・生徒等の安全を確保する。

播磨西小学校校舎大規模改造事業【P151】「新規」

播磨西小学校の校舎は昭和51年（1976年）に新築され、平成5年（1993年）に大規模改造工事を実施し、意匠面の改修は実施しているが電気・機械設備の改修は行われていないことから老朽化が進行し、維持管理が非常に困難な状況にある。

そのようなことから校舎の大規模な改造工事を実施する。

小学校遊具整備改修事業【P151】

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

学校給食施設整備事業【P151】

播磨町学校給食施設の整備方針が決定したことにより、年次的に整備を行う。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費

《教育総務グループ》

小学校就学援助事業【P151】

心身ともに健全な児童の育成を図るため、経済的理由により就学が困難な児童に対し、学用品費、給食費等を援助する。

《学校教育グループ》

小学校教育振興事業【P151】

学習指導要領に基づき、計画的に教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

小学校体験活動事業【P153】

小学校3年生の環境体験事業と小学校5年生の自然学校を一本化し、小学校体験活動とする。これにより、体験活動のねらいである命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶようにする。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費

《教育総務グループ》

中学校運営事業【P153】

中学校の生徒の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び中学校の円滑な運営を行う。

中学校保健衛生事業【P153】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく学校医等を配置することで、生徒及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

中学校施設維持管理事業【P155】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

中学校運営用備品整備事業【P155】

生徒が良好な環境のもとで教育が受けられるよう、中学校運営用の各種備品の整備を行う。

中学校給食事業【P155】

中学校の全生徒に対し、調理配送業務委託方式により完全給食を実施し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養い、食の自己管理能力を身につけさせる。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費

《教育総務グループ》

中学校就学援助事業【P157】

心身ともに健全な生徒の育成を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助する。

《学校教育グループ》

中学校教育振興事業【P157】

学習指導要領に基づき、計画的に教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

「トライやる・ウィーク」事業【P157】

自己を見つめ、自分の生き方を考え、心豊かにたくましく生きる力を育むため、中学2年生全員を対象に、1週間の体験活動を実施する。

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

《教育総務グループ》

幼稚園運営事業【P157】

幼稚園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び幼稚園の円滑な運営を行う。

幼稚園保健衛生事業【P159】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく園医等を配置することで、園児及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

幼稚園施設維持管理事業【P159】

円滑な園運営を推進するため、施設の適切な維持管理と園内の保安保持等を行う。

幼稚園運営用備品整備事業【P159】

園児が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう幼稚園運営用備品の整備を行う。

幼稚園一時預かり事業【P159】

幼稚園を利用している家庭において、教育時間終了後や夏休み等に、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合、町立幼稚園において児童を一時的に預かる。

幼稚園遊具整備改修事業【P159】

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費

《生涯学習グループ》

社会教育一般管理事業【P161】

社会教育事業全般の管理事務を行う。

社会教育委員設置事業【P161】

社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて研究調査を行う。

社会教育推進委員設置事業【P161】

自治会等における住民の自主的な文化活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進及び各種社会教育事業の連絡調整を行う。

ふれあい活動推進事業【P161】

各種の奉仕活動や学習活動、福祉活動を推進する女性団体を支援し、温かい人間関係で結ばれた快適で住みよい地域づくりを行う。

また、様々な体験や交流を通して学びとふれあいを深める場としての「はりま風薫るフェスタ」を開催する。

青少年育成事業【P163】

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の開催や子ども会育成連絡協議会等の青少年団体の育成・支援、青少年健全育成の啓発活動等を行う。

成人式開催事業【P163】

成人式を開催し、新しい次代を担う新成人を祝福し、責任と自覚を促す。

文化行事開催事業【P163】

美術展、菊花展、文化祭等の開催を支援し、住民の芸術文化への理解と関心を高め、芸術文化活動の推進を図る。

体育レクリエーション推進事業【P163】

スポーツ推進委員の設置、並びに各種スポーツ・レクリエーション大会や教室の開催及びスポーツ指導者の育成等に努め、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進する。

学校開放管理運営事業【P163】

小学校と中学校の体育施設を開放し、播磨町在住、在勤者等を対象に住民のふれあいや健康増進、学習の場、子どもの居場所としての活用を図る。

生涯学習G所管施設管理事業【P165】

明姫幹線高架下広場の適切な維持管理を行う。

平成31年度（2019年度）は使用のために行っていた「道路占用」を前年度末で廃止することに伴い道路管理者に返還するために必要な整備工事を実施する。

学校プール一般開放管理運営事業【P165】

播磨小学校及び蓮池小学校のプールを夏季の水泳施設として、学校教育に支障がない範囲内において一般開放し、その適正な管理運営を行う。

地域の教育力向上事業【P165】

地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材の協力を得ながら、全学年を対象に放課後子ども教室を実施し、児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを進める。

また、イベントの企画運営を通して支援者のネットワーク構築や新たな支援者の発掘・育成を行い、地域の教育力の向上、さらには地域全体の活性化へとつなげる。

《郷土資料館》

大中遺跡まつり事業【P165】

国指定史跡「大中遺跡」公園を会場に、前夜祭や収穫祭としての本祭りなど、全国で類のない特色ある古代まつりを開催する。

《学校教育グループ》

家庭教育啓発事業【P165】

家庭教育の推進を図るために、保護者対象の研修や啓発リーフレットの配布等を行う。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費

《生涯学習グループ》

公民館管理運営事業【P165】

住民が主体的に学習し、交流する文化活動等の拠点施設である中央公民館を指定管理者によ

り、適正に管理運営する。

コミュニティセンター管理運営事業【P165】

住民が主体的に学習し、交流する地域活動等の拠点施設であるコミュニティセンターを指定管理者により、適正に管理運営する。

中央公民館改修事業【P167】

中央公民館において、住民が安心かつ安全に、快適に施設を利用できるよう、経年劣化等により老朽化が進む施設及び設備の改修をする。

本年度は、研修棟の改修工事を施工する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 人権教育費

《生涯学習グループ》

人権教育啓発事業【P167】

- (1) 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。
- (2) いきいきフォーラムの実施、各種資料の作成・貸出・講演会・研修会・交流会など、多彩な実践活動を通じて人権尊重の意識の向上を図る。
- (3) 住民の人権啓発活動や交流活動等、主体的な人権尊重の地域づくり事業に要する経費の一部を補助する。

人権教育研究事業【P167】

- (1) 人権教育における推進・啓発方法、学習内容、評価等について研究協議する。
- (2) 播磨町人権教育基本方針の趣旨を達成するための、より効果的な推進方法の工夫、学習内容の系統化、適切な評価を行う。

男女共同参画推進事業【P167】

女性の潜在力を活用し、暮らしやすい社会、活力ある社会をつくるため、様々な分野での取組が必要となっている。

住民意識の醸成を図るとともに、関係機関と連携し女性の社会参加を支援する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費

《郷土資料館》

文化財保護啓発事業【P169】

愛宕塚古墳をはじめとする文化財の適切な管理を行い、郷土の文化財への興味や関心、保護意識を高める。

文化財保護審議会運営事業【P169】

文化財保護法の規定に基づき、町内にある文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、建議する。

まちの先覚者顕彰事業【P169】

郷土の先覚者に関わる歴史的文化遗产の保存や資料等の調査・収集及び啓発パンフレット等の作成を行い、住民に広報する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費

《生涯学習グループ》

図書館管理運営事業【P169】

図書館サービスの充実、向上を図り、施設及び設備を適正に維持管理するため、指定管理者により図書館の管理運営を行う。

図書館改修事業【P169】

図書館において、経年劣化した施設・設備の改修工事を実施する。

宮部文庫設置事業【P169】

宮部一夫氏からの寄付金により、図書館に「宮部文庫」と名付けた特別コーナーを設置する。配架する図書は、平成35年度（2023年度）まで2年ごとに追加購入し、文庫の魅力を継続させる。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 資料館費

《郷土資料館》

郷土資料館管理運営事業【P171】

郷土の歴史、考古、民俗等に関する調査研究及び資料の収集・展示、知識の普及等に関する事業を行う。

郷土資料館施設維持管理事業【P171】

郷土資料館を安全で快適な施設として維持管理し、効率的かつ経済的に管理業務を行う。

特別展開催事業【P171】

大中遺跡をはじめとする文化財、地域の歴史、風土や文化等の中からテーマを選定し、特色ある展覧会を開催する。

平成31年度（2019年度）は、播磨町内にある「文化遺産」に焦点をあてる。

親子文化財教室開催事業【P171】

古代の織物や染め物、土器や埴輪づくりなど古代体験学習の場を提供する。

歴史講座開催事業【P171】

住民の興味・関心の高いテーマを中心に郷土の歴史や文化、文化財等に関する知識を提供する。

また、特別展と関連した講座を開催することで特別展への理解を深める。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育施設費

《生涯学習グループ》

スポーツ施設管理事業【P173】

総合体育館をはじめとするスポーツ施設を指定管理者により適正に管理運営し、住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

総合体育館改修事業【P173】「新規」

総合体育館において、経年劣化した施設及び設備を改修・更新し、安全に配慮した施設及び設備の整備等を計画的に実施する。

平成31年度（2019年度）は、大体育室の床板が経年劣化によって相当の面積が剥離しており、利用者への安全性を確保するために床板を全面張り替える。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金

《総務グループ》

一般会計借入金元金償還事業【P173】

公共事業の財源として借り入れた町債の元金の償還や平成9年（1997年）3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の元金の償還を行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 利子

《総務グループ》

一般会計借入金利子償還事業【P173】

公共事業の財源として借り入れた町債の利子及び一時金借入金の利子の償還や平成9年（1997年）3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の利子の償還を行う。

(款) 予備費 (項) 予備費 (目) 予備費

《総務グループ》

一般会計予備費【P173】

一般会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための、用途を特定しない目的外予算。

国民健康保険事業特別会計

《保険年金グループ》

国民健康保険は、被保険者の保険税、県の交付金、一般会計繰入金、その他の収入金を財源として、病気、けが、出産、死亡等の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助共済の医療保険制度である。

また、平成 30 年度より、制度改革に伴い、県、市町がともに保険者となり、各市町の国民健康保険事業を行うこととなった。

1 保険給付

(1) 療養給付費

被保険者の疾病、負傷に対しての診療を医療機関を通じた現物給付という形で行い、次の診療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払う。

- ・一般被保険者・退職被保険者ともに 7 割
- ・6 歳の年度末まで 8 割
- ・70 歳以上 75 歳未満は 8 割
- ・70 歳以上 75 歳未満の一定以上の所得者は 7 割

(2) 療養費

コルセット等治療装具、旅行中の急病等緊急やむをえない理由で被保険者証を提示せずに診療を受けた場合などの費用は、被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、上記の給付割合に応じて現金給付する。

(3) 高額療養費

医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担の軽減を図る目的で実施するもので、下記の区分に応じて給付する。

なお、平成 30 年度より県も国保の保険者となったため、県内の市町間における住所異動であって、かつ、世帯の継続性が認められる場合には、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぎ、被保険者の負担軽減を図る。

① 単独

基礎控除後の所得が 600 万円を超える世帯（以下「上位所得者」という。）のうち所得が 901 万円以下の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に 167,400 円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が 558,000 円を超えた場合は別途計算）

上位所得者で基礎控除後の所得が 901 万円を超える世帯の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に 252,600 円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が 842,000 円を超えた場合は別途計算）

基礎控除後の所得が 600 万円以下の住民税課税世帯（以下「一般」という。）のうち、所得が 210 万円を超える場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に 80,100 円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が 267,000 円を超えた場合は別途計算）

一般で基礎控除後の所得が 210 万円以下の世帯の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に 57,600 円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額

を支給

住民税非課税世帯は、35,400円を超えた額を支給

②世帯合算

同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算して①に該当する金額を超えた額を支給。

③多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合、4回目から上位所得者のうち所得が901万円を超える世帯の者は140,100円を超えた額、所得が901万円以下の世帯の者は93,000円を超えた額を支給

一般の者は44,400円を超えた額を支給。

住民税非課税世帯は24,600円を超えた額を支給

④世帯合算の多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合で、かつ4回目に同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算して上位所得者のうち所得が901万円を超える世帯の者は140,100円を超えた額、所得が901万円以下の世帯の者は93,000円を超えた額を支給

一般の者は44,400円を超えた額を支給。

住民税非課税世帯は、24,600円を超えた額を支給

⑤70歳以上の人は、外来（個人ごと）の限度額を適用後に世帯単位で自己負担限度額を適用する。

⑥外来年間合算

70歳以上の所得区分が一般の方で、基準日（7月31日）において計算期間（前年の8月1日から7月31日までの1年間）における外来診療の自己負担額が144,000円を超える場合、その超えた額を支給

ただし、月ごとの高額療養費が支給されている場合にはその額を差し引く

(4) 高額介護合算療養費

国民健康保険の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の自己負担限度額を超える額を支給する。

(5) 特定疾病

療養に要する期間が著しく長く、かつ、一定の高額な治療を継続して行う必要のある疾病として厚生労働大臣の定めるもの（血友病及び人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全等）で、保険者の認定を受けた場合、毎月の自己負担額は、10,000円を限度とする。

※ 人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は月20,000円を限度とする。

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、404,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めるときは、更に16,000円を加算して420,000円を支給する。

また、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減するた

め、一時金を医療機関等に直接支払う直接支払制度がある。

(7) 葬祭費

被保険者が死亡したときに、その被保険者の葬祭を行った者に対し、50,000円を支給する。

2 保健事業

《保険年金グループ》

データヘルス推進事業費

データヘルス計画に基づき、被保険者のレセプト内容、特定健診結果等の医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を推進する。

3 特定健康診査等事業

《すこやか環境グループ》

特定健康診査事業費

高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等実施計画を立て、40歳以上74歳以下の加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査(特定健診)を行い、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導(特定保健指導)を行う。これにより、生活習慣病の有病者・予備群を減少させ、医療費の伸びの適正化を図る。

4 人間ドック健康診査事業

《保険年金グループ》

人間ドック健康診査事業費

国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の加入者を対象に、人間ドック健康診査費用の一部を助成することで、生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進を促進するとともに、医療費の適正化を図る。

財産区特別会計

《総務グループ》

財産区有財産の管理及び処分について、財産区住民の福祉を増進するとともに財産区運営の円滑化を図る。

- ・本荘村財産区
- ・古宮村財産区
- ・二子村財産区
- ・野添村財産区
- ・大中村財産区
- ・古田村財産区
- ・宮西村財産区

介護保険事業特別会計

《保険年金グループ》

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、要介護者には自立支援のため必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する。

要介護状態になるおそれのある要支援者には、重度化防止のため必要な介護予防サービスを、また、介護予防・日常生活支援総合事業対象者には、必要な介護予防・生活支援サービス及び一般介護予防事業を総合的・一体的に提供し、社会全体で介護を支えていく仕組みであり、負担と給付の関係が明確になる社会保険方式で実施している。

介護給付（介護予防給付を含む。）、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に必要な費用は、サービス利用に要した費用の利用者負担分を除いて、50%が公費でまかなわれる。その内訳は、概ね国が25%（調整交付金含む）、県が12.5%、町が12.5%を負担する。

公費負担を除く50%の費用を、第1号被保険者（65歳以上）が約23%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が27%を保険料で負担する。

また、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）に必要な費用は、国が38.5%、県と町が各19.25%、第1号被保険者が23%を保険料で負担する。

『総務』

・介護保険管理事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

・介護保険証更新事業

要介護認定者の更新認定・変更認定時等に交付する被保険者証を作成し、発送する事務を行う。

・電算共同処理事業

第三者行為等の故意・過失により発生した保険給付に係る求償事務等を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、事務を行う。

・介護保険システム運営開発事業

介護保険制度の経常的な事務である資格管理、給付管理等の処理を行う電算システムの管理運営を行う。

・介護保険運営協議会運営事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため協議会を開催する。

・連合会事業

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

・介護保険事業計画等改定事業

介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を作成する。

また、当該事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成する。

・地域包括支援センター運営協議会運営事業

地域包括支援センターの中立・公正な事業運営を図るため協議会を開催する。

・ **介護保険賦課徴収事業**

第1号被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法によって賦課・徴収する事務を行う。

・ **介護認定審査会運営事業**

要介護認定における審査判定を行う「播磨町介護認定審査会」の運営事務を行う。

・ **認定調査事業**

要介護認定に係る「主治医意見書」の作成依頼及び「認定調査」を居宅介護支援事業者等に委託する事務を行う。

『保険給付』

・ **居宅介護サービス給付事業**

在宅の要介護者（要介護1～5）が、指定を受けた居宅サービス事業者等から受けた居宅サービス費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う。

要介護者は、1割（一定以上所得者は2割又は3割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

- | | |
|----------------|----------------|
| a. 訪問介護 | b. 訪問入浴介護 |
| c. 訪問看護 | d. 訪問リハビリテーション |
| e. 通所介護 | f. 通所リハビリテーション |
| g. 福祉用具貸与 | h. 居宅療養管理指導 |
| i. 短期入所生活介護 | j. 短期入所療養介護 |
| k. 特定施設入居者生活介護 | |

・ **施設介護サービス給付事業**

要介護者が、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所（入院）した場合、施設サービスの種類ごとに定められた基準額の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を国保連合会を通じて施設に支払う。

入所（入院）者は、1割（一定以上所得者は2割又は3割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

・ **居宅介護福祉用具購入費給付事業**

在宅の要介護者が、入浴や排せつ等の貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は年額10万円とする。（毎年4月1日～3月31日）

- | | | |
|---------|---------------|-----------|
| a. 腰掛便座 | b. 特殊尿器 | c. 入浴補助用具 |
| d. 簡易浴槽 | e. 移動用リフトの吊り具 | |

・ **居宅介護住宅改修費給付事業**

在宅の要介護者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、住宅改修費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は、原則として被保険者一名に対し20万円とする。

- | | | |
|----------------|-------------------|----------|
| a. 手すりの取付け | b. 段差の解消 | c. 滑りの防止 |
| d. 引き戸等への扉の取替え | e. 洋式便器等への便器の取替え等 | |

・ 居宅介護サービス計画給付事業

在宅の要介護者が、居宅介護支援事業者の居宅介護支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、国保連合会を通じて提供事業者に費用の全額を支払う。
居宅介護サービス計画費は、計画作成を受ける旨をあらかじめ町に届け出ることによって、事業者へ直接現物給付する。

・ 地域密着型介護サービス給付事業

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、町の指定を受けた地域密着型介護サービス提供事業者から受けたサービス費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

要介護者は、1割（一定以上所得者は2割又は3割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

認知症対応型通所介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）

・ 介護予防サービス給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者（要支援1～2）が、介護予防サービス事業者等から受けた介護予防サービス費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

また、要介護者と同じく1割（一定以上所得者は2割又は3割）相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

・ 介護予防福祉用具購入費給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護福祉用具購入費と同じ年額10万円とする。

・ 介護予防住宅改修費給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、住宅改修を行った場合、住宅改修費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護住宅改修費と同じ、原則被保険者一名に対し20万円とする。

・ 介護予防サービス計画給付事業

在宅の要介護者と同様に要支援者が、地域包括支援センターの介護予防支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、国保連合会を通じて地域包括支援センターに費用の全額を支払う。

介護予防サービス計画費は、居宅介護サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、地域包括支援センターへ直接支払われる現物給付となる。

・ **地域密着型介護予防サービス給付事業**

要介護者と同様に、要支援者が、町の指定を受けた地域密着型介護予防サービス提供事業者から受けたサービス費用の9割（自己負担2割の者は8割、3割の者は7割）分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・ **審査支払手数料事業**

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

・ **高額介護サービス費給付事業**

要介護者が居宅又は施設サービスに係る自己負担額が著しく高額であるときは、一定の金額を超えた負担額を償還払いで支給する。

ただし、施設サービスにおける食費及び居住費は除く。

被保険者の区分	利用者負担の世帯合算額
a. 生活保護の受給者	
町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	15,000円/月
b. 町民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入が併せて80万円以下の者	15,000円/月
c. 町民税非課税世帯でbに該当しない者	24,600円/月
d. その他の一般被保険者	44,400円/月
※平成29年8月から3年間に限り、同一世帯すべての被保険者が1割負担の世帯は年間上限446,400円(8月～翌7月)を適用	
e. 医療保険の現役並み所得相当の者	44,400円/月

・ **高額介護予防サービス費給付事業**

要支援者の介護予防サービス利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。給付基準額は、高額介護サービス費に準ずる。

・ **特定入所者介護サービス費給付事業**

要介護者が特定施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)サービスを利用したときの食費、居住費及び短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **特定入所者介護予防サービス費給付事業**

要支援者が短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **高額医療合算介護サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円超えた場合、超えた額を給付する。

・ 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額） 8月～翌年7月

区 分		後期高齢者+介護 保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保険 (70歳～74歳の方)
課税所得 690万円以上		212万円	212万円
課税所得 380万円以上		141万円	141万円
課税所得 145万円以上		67万円	67万円
一般（市町村民税課税世帯の方）		56万円	56万円
住民税非課税	低Ⅱ	31万円	31万円
	低Ⅰ	19万円	19万円

区 分	医療保険+介護保険 (70歳未満の方)
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

・ **高額医療合算介護予防サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護予防の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円超えた場合、超えた額を給付する。（医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）を適用する

『地域支援事業』

《福祉グループ》

・地域介護予防活動支援事業（旧通所型介護予防事業）

要支援者・サービス事業対象者を含む一般高齢者に対し、播磨町社会福祉協議会に運営を委託し、週1回、5会場で介護予防通所事業を実施する。介護予防に資する体操や運動、専門職による定期的な健康講座等を行い、地域の高齢者が主体的に参加できる交流の場を提供するとともに、将来的に住民ボランティア主体の集いの場となるように、運営の担い手となるボランティアの育成支援を行う。

《保険年金グループ》

・介護予防普及啓発事業

介護予防の知識等を普及啓発することにより、個人や地域全体の理解を深め、予防意識の向上を図るため、パンフレットの作成・配布や健康講座等を開催する。

・地域包括支援センター運営事業

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳ある暮らしや生活が継続できるよう、できるだけ要介護状態とならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態に応じ切れ目なく提供することが必要となっている。

このため、地域の高齢者の心身の健康保持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの運営及び業務を委託する。

《福祉グループ》

・認知症総合支援事業

高齢化社会を向かえるにあたり「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会」の実現を目指して作成された新オレンジプランに基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、受診拒否等で適切な医療や介護に繋がっていない方を訪問する早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

- ① 認知症初期集中支援チームの配置
- ② 検討委員会の開催
- ③ 認知症地域支援推進員の配置

・地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターで実施される個別ケア会議により把握した課題を検討し、地域課題に変換し政策提言に繋げるための有識者との検討会議を地域包括支援センターに委託し、実施する。

また、地域包括ケアシステムの推進のため、介護支援専門員の資質向上に向けたケアマネジメント支援として、リハビリ職を交えた個別ケア会議を定期的実施する。

《保険年金グループ》

・生活支援体制整備事業

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するため生活支援コーディネーターを配置する。町民活動への理解と公平中立な視点を持ちつつ地域のコーディネート機能を担えることや、これまでの地域福祉の実績から町社会福祉協議会に委託する。

・在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざし、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。在宅医療を担う医師会が同じである加古川市、稲美町と共同して広域的に事業を実施する。

・介護給付費適正化事業

受給者が、適切なケアプランに基づきサービスを利用しているか、ケアプランのチェックや介護給付費の通知を行い、不適切な事業所があれば聞き取りや指導を行う。

・地域ふれあい介護相談事業

地域の介護施設へ介護家族を対象とした講演会や介護相談などの業務を委託する。

・住宅改修理由書作成支援事業

住宅改修の理由書については、居宅支援事業所の届出がある場合、その担当ケアマネジャーが作成しなければならないとされている。その場合、居宅サービス計画費に理由書作成料は含まれることになる。しかし、住宅改修だけを行い、介護サービスは利用しない方の理由書を作成した場合、一切報酬がなくなる。したがって、一定の要件を満たす場合に、理由書作成料として、住宅改修理由書作成手数料を支払う。

《福祉グループ》

・家族介護支援事業

・家族介護用品給付事業

常時おむつが必要と認められる要介護4又は5の高齢者等を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）に、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を給付することで、介護している家族の経済的負担の軽減を図る。

・家族介護慰労金支給事業

過去1年間、介護保険サービスを利用しない要介護4又は5の高齢者を在宅で介護する家族（住民税世帯非課税）に対して、年間10万円を慰労金として支給する。

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要であるにもかかわらず、申し立てを行う方がいない場合や、申し立てをするための費用及び後見人の報酬を支払うことが困難で、補助を受けなければ制度が利用できない方に対し費用を助成する。

《保険年金グループ》

・介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び事業対象者が受けた訪問型サービス、通所型サービス等の費用を支払う。

・高額介護予防サービス費相当事業

要支援者及び事業対象者の介護予防・生活支援サービス事業利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。給付基準額は、高額介護予防サービス費に準ずる。介護予防サービスを併用利用している場合は高額介護予防サービス費より支給する。

・高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護予防・生活支援サービス事業の両方を合わせた自己負担が限度額を500円超えた場合、超えた額を給付する。（医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）を適用する。給付基準額は、高額医療合算介護予防サービス費に準ずる。介護予防サービスを併用利用している場合は高額医療合算介護予防サービス費より支給する。

・介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者が地域包括支援センターのケアプランの作成等のサービスを受けた場合、国保連合会を通じて地域包括支援センターに費用の全額を支払う。

介護予防サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、地域包括支援センターに直接支払われる現物給付となる。

・審査支払手数料事業（総合事業）

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

『基金積立金』

《保険年金グループ》

・介護給付費準備基金積立事業

介護保険事業の剰余金、基金の利息等を介護保険事業の財源に充てるため基金に積立とする。

『諸支出金』

《保険年金グループ》

・被保険者還付事業

第1号被保険者から徴収した保険料の過誤納付分を還付する。

・保険料外収入償還事業

超過交付となった過年度分の国、県等の負担金等を償還する。

『予備費』

《保険年金グループ》

・介護保険事業特別会計予備費

介護保険事業特別会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

後期高齢者医療事業特別会計

《保険年金グループ》

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立した医療制度が創設された。

後期高齢者医療の資格管理、医療給付等は、県内すべての市町が加入して設立された広域連合が行う。市町は被保険者の便益の増進に寄与するものとして、各種申請・届出の受付事務、被保険者証の引渡し事務、保険料収納事務などを行い、住民の健康の向上と老人福祉の増進を図る。